

I 修学生のみなさんへ

1 修学資金の趣旨について

この修学資金は、「新潟県看護職員修学資金貸与条例」に基づき、皆さんに貸与されるもので、この財源は県民の大切な税金でまかなわれています。

この修学資金は、県内で看護職として勤務しながら県内の大学院の修士課程に在学する者で、将来県内において看護職員の業務に従事し、若しくは大学における看護に係る教育に従事しようとする方に修学資金を貸与することによって、看護職員の県内就業・定着を促進することを目的としています。

このため、この趣旨をよくご理解いただき、在学中は勉学に励み、修了後は新潟県民のために地域医療や福祉を支える看護職員、若しくは看護教員として業務に精励するという強い意思をもって、これからの学生生活を送られるようお願いいたします。

2 修学資金の手続きについて

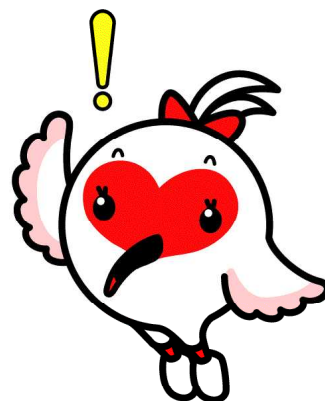
修学資金に関する手続きは、在学中は学校を通して手続きしていただきますが、修了後は各自が直接手続きをしていただくこととなります。この修学資金が完済されるか、または修学資金の返還債務が免除されるまで手続きが続くため、長期間にわたり書類の申請等が必要となります。

この手引は、主に制度や在学中の手続きについてまとめたものですので、必ず一度よくお読みになり、正しく理解し、手続き等に漏れがないようにしてください。また、何か不明な点などがあれば、在学する学校の修学資金担当や新潟県の修学資金担当へすぐにご相談ください。

お 願 い

例年、修学資金の手続きをしようとして、貸与決定番号や借用金額を忘れてしまった、この手引を紛失してしまったなどの問い合わせが多数あります。

必ず表紙裏の覚書に自分の貸与決定番号等必要事項を記入しておき、この手引は修了後も長期間（返還の免除を受けたい方は、修了後も最低5年間は必要です。）大切に保管してください。



Ⅱ 修学資金の制度について

1 貸与の条件などについて

① 貸与の対象となる方

県内で看護職として勤務しながら県内の大学院の修士課程に在学する者で将来県内において看護職員の業務に従事し、若しくは大学における看護に係る教育に従事しようとする意思がある方を対象としています。

ただし、県の予算の範囲内での貸付けとなるため、希望者全員に貸与できるものではありません。

② 貸与月額

名称	区分	貸与月額
一般貸与（大学院修士課程枠）	看護に関する専門知識を修得するために県内の大学院修士課程に在学している者	50,000円

貸与期間は、在学する学校の修学年限以内となります。

例) 修業年限2年の場合 → 2年間

長期履修制度を利用して修業年限が3年の場合 → 3年間 など

③ 貸与の停止、休止

修学資金を受けている方（以下、「修学生」といいます。）が、以下のことに該当する場合は修学資金の貸与を停止します（貸与をやめます）。

- 1) 退学したとき
- 2) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき（留年など）
- 3) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- 4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 5) 死亡したとき
- 6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

また、修学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、復学までの期間について修学資金の貸与を休止します。

④ 修学資金の振り込みについて

修学資金はみなさんの個人名義の口座に直接県から入金します。口座への入金は毎月20日（20日が土日、休日に当たる場合はその直前の平日）の予定です。

なお、各年度当初分については、新規又は継続貸与にあたっての審査を経てから貸与の開始となるため、入金に時間を要します（新規貸与は7月20日、継続貸与は5月20日の予定）。あらかじめ御了承ください。

2 各種手続について

修学資金の貸与を受けた場合、以下の手続が必要となります。なお申請書類の様式はこの手引の様式集からコピーして使用してください。

なお、届出内容によっては、その事実を証明する書類が別途必要になる場合がありますので、各様式の注釈等をよくご覧になり、分からないことがあれば、在学している学校の担当者や県の担当者へお問い合わせください。

① 在学中の届出

在学中に以下のようなことがあった場合は、学校を經由して必ず届出をしてください。

1) 休学し又は停学の処分を受けた場合

使用様式：第2号様式「休学（復学、転学、退学、停学、辞退）届」

※休学理由が、傷い疾病の場合は健康診断書またはその写しの提出も併せて必要です。

2) 休学し又は停学の処分を受けた後、復学した場合

使用様式：第2号様式「休学（復学、転学、退学、停学、辞退）届」

3) 貸与を辞退する場合

使用様式：第2号様式「休学（復学、転学、退学、停学、辞退）届」

第7号様式「借用証書」

第9号様式「修学資金返還債務履行猶予申請書」

※貸与を辞退した場合は、届出のあった翌月から貸与を停止（終了）します。このため、それまでに貸与した分に係る「借用証書」を提出していただきます。なお、引き続き修学している期間については返還を猶予しますので、「修学資金返還債務履行猶予申請書」を提出していただきます。なお、修了後にあらためて返還又は免除のための手続が必要になります。

4) 転学した場合

使用様式：第2号様式「休学（復学、転学、退学、停学、辞退）届」

5) 退学した場合

使用様式：第2号様式「休学（復学、転学、退学、停学、辞退）届」

第7号様式「借用証書」

第10号様式「修学資金返還届」

※退学した場合は、それまでに貸与した分に係る「借用証書」を提出していただきます。この場合、すぐに修学資金は返還していただくことになりますので、併せて「修学資金返還届」を提出していただきます。

6) 住所、氏名に変更があった場合

使用様式：第3号様式「住所（氏名）変更届」

※婚姻、転居等に伴い申請当初の住所等に変更が生じた場合に届出が必要です。

7) 連帯保証人に変更があった場合

使用様式：第4号様式「連帯保証人変更届」

※申請当初の連帯保証人の住所等に変更が生じた場合、何らかの理由により連帯保証人を別の方に変更する場合に届出が必要です。なお、連帯保証人については2名必要ですが、うち1名は修学生と生計を別にする65歳未満の成年者で収入がある方を選定してください。

8) 勤務先に変更があった場合

使用様式：第5号様式「勤務先変更届」

※退職後、概ね1ヶ月以内に再就職し、届け出てください。なお、勤務先は、県内において看護職員の業務に従事若しくは大学における看護に係る教育に従事する場合に限りです。

9) 修学生が死亡した場合

使用様式：第6号様式「死亡届」

第10号様式「修学資金返還届」

※修学生が死亡した場合は、親族又は連帯保証人がこれを学校経由で提出してください。

なお、この場合、原則としてそれまでに貸与した修学資金は返還していただくことになりますので、併せて「修学資金返還届」を提出していただきます。(一部例外あり)

② 貸与継続の手続き(毎年度)

修学資金の貸与予定期間は、修業年限としていますが、現在の就業状況、在学状況、前年度の学業成績及び現在の健康状況を確認させていただき、次年度以降も貸与を継続するか審査します。(成績が不良であったり、心身の故障等により就学を継続することが難しいと判断される場合は、貸与を停止する場合があります。)

このことについては、毎年度末に各学校に依頼し、審査に必要な書類を提出していただきます。(この審査を行った上で貸与決定を行うため、入金に時間を要します。)

使用様式：第11号様式「業務従事証明書」

第12号様式「在学証明書」

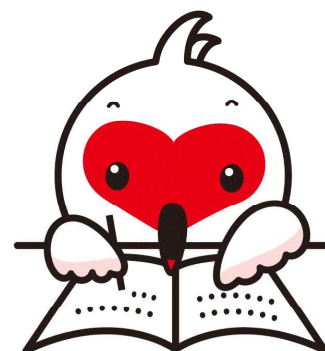
第13号様式「修学生健康診断書」

その他：成績証明書

③ 借用証書の提出(貸与終了後)

貸与が終了すると借用証書を提出していただきます。これは、みなさんが返還等が完了するまで、または修学資金が免除されるまで(大学院修士課程を修了後、引き続き修了前から従事する施設において業務に従事、又は直ちに当該大学において教育に従事し、5年以上継続して従事した後、免除の申請をしていただき承認されるまでの期間)、貸付けを証明する証拠書類(債権を証明するもの)として県でお預かりさせていただきます。

使用様式：第7号様式「借用証書」



Ⅲ 修学資金の返還、債務免除手続について

1 修学資金の返還手続

修学資金は学校を修了後、原則として、返還していただくこととなります。この修学資金の財源は、県民の大切な税金です。そのことを意識し、納期限に遅れることなくきちんと返還してください。

修学資金を返還する場合は、原則として一括又は修学資金を受けていた期間に相当する期間での月賦〔2年間（24か月）貸与を受けた場合であれば24回の月賦〕で返還を完了しなければなりません。この返還方法等について「修学資金返還届」により届け出ていただき、返還をしていただくこととなります。

使用様式：第10号様式「修学資金返還届」

修学資金の返還については、返還決定通知後に県から送られる納入通知書（振込用紙）により、金融機関で納期限までに納入していただきます。なお、特別な理由なく納期限までに納入しない場合は、年率14.5%の延滞利息を請求する場合があります。

なお、大学院修士課程を修了後、引き続き修了前から従事する施設において業務に従事、又は直ちに当該大学において教育に従事した場合は、修学資金の返還を猶予することができます。

さらに、5年間継続して従事した場合は、修学資金の返還の免除を受けることができます。

2 修学資金の返還債務免除手続

① 返還債務の履行猶予

修学資金は大学院修士課程を修了後、引き続き修了前から従事する施設において業務に従事、又は直ちに当該大学において教育に従事した場合、修学資金の返還を一旦猶予すること（これを「返還債務の履行猶予」といいます。）ができます。返還債務の履行猶予は、修学生からの申請によって受けることができるものですので、希望する場合は忘れずに手続きを行ってください。

併せて、返還債務の履行猶予期間中は毎年度4月末日までに「業務・教育従事状況報告書」により、前年度の業務従事状況を報告してください。

使用様式：第9号様式「修学資金返還債務履行猶予申請書」

第14号様式「業務・教育従事状況報告書」（2年目以降、毎年度提出）

② 返還債務の免除

上記①の手続きを行った上で、5年間継続して就労した場合は、勤務先から5年間の業務又は教育の従事証明を受けた上で、県に対し本人から修学資金の返還を免除するための申請をしていただくこととなります。この申請を受けて、県では免除するかどうかの審査を行い、認められると修学資金の返還が免除されます。

使用様式：第8号様式「修学資金返還債務免除申請書」

なお、5年未満で離職した場合は、貸与した修学資金の全額又は一部を返還していただきます。

前述の他、業務上の理由で死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合など、やむを得ない事情があったと認められる場合は、5年を経過しなくても免除される場合があります。